

白馬村景観条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 景観計画の策定等(第6条—第10条)

第3章 行為の規制等(第11条—第23条)

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木(第24条—第28条)

第5章 自主的活動の支援(第29条—第37条)

第6章 白馬村景観審議会(第38条—第45条)

第7章 雑則(第46条)

附則

私たちが住む白馬村は、先人たちから現在に至るまで長い年月を引き継ぎ、多くの緑豊かな木々が織り成す美しい自然環境が残されてきました。一方で、開発の歴史と共に新しい街並みの整備も進み、人と自然が調和し、新旧のものが入り交じりながら独自の景観が育まれています。

しかし、無秩序で無機質な開発等により本村の貴重な景観資源は失われつつあり、このまま何の策も講じなければ今後さらに景観資源の喪失が確実に進むことを私たちは意識する必要があります。本村にとっての良好な景観は、単に視覚的な美しさだけではなく、この村に暮らす人が「これからも住み続けたい」という思いを持つことであり、この村を訪れた人が「来て良かった」と感じられる本村が持つ魅力です。

それは、私たちの景観を保全しようとする小さな営みや活動が幾重にも積み重なり表現されるものであり、人々の心に深く残るものです。私たちは、本村の良好な景観を村民共有の財産として次の世代へ受け継いでいかなければならないという強い意志のもと、村民、事業者及び行政が一体となって魅力ある景観を育成し、次世代へと引き継いでいくために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づき、景観計画の策定、行為の規制その他良好な景観の育成に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、事前協議その他の事項を定めることにより、雄大な北アルプス白馬連山の麓に位置する白馬村(以下、「村」という。)の山岳景観をはじめとする美しい自然と景観を保護し及び保全し、も

って豊かな都市環境の実現、地域の活性化及び地域個性の創出並びに未来につなぐ魅力あるまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観の育成 良好な景観を保全し、育成し、活用し、若しくは創造すること又は現に存在する景観を改善することをいう。
- (2) 建築物 法第7条第2項に規定する建築物をいう。
- (3) 工作物 土地若しくは建築物に定着し、又は継続して設置される建築物を除くもののうち、規則で定めるものをいう。
- (4) 建築等 法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。
- (5) 建設等 法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。
- (6) 開発行為等 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為及び景観法施行令(平成16年政令第398号。以下「政令」という。)第4条第1号に規定する行為をいう。
- (7) 大規模行為 地域の景観に多大な影響を及ぼす可能性のある行為のうち、規則で定めるものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(村の責務)

第3条 村は、法第2条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な景観の育成を推進するための基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 村は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、村民及び事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。
- 3 村は、建築物の建築等、工作物の建設等又は公共施設の整備等に当たっては、公共の福祉の範囲において良好な景観の育成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
- 4 村は、村民及び事業者の良好な景観に関する意識の高揚を図るため、知識の普及その他必要な措置を講ずるとともに、村民及び事業者の良好な景観の育成に資する活動を支援するよう努めなければならない。

(村民の責務)

第4条 村民は、基本理念にのっとり、自らが景観を育成する主体であることを認識し、良好な景観の育成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、村が実施する良好な景観の育成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、地域の景観に与える影響を認識し、良好な景観の育成に積極的に努めるとともに、村が実施する良好な景観の育成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画の策定等

(景観計画の策定)

第6条 村長は、良好な景観の育成を総合的かつ計画的に推進するため、景観計画を策定するものとする。

(策定の手続)

第7条 村長は、景観計画の策定をし、又は変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、法第9条に規定するもののほか、あらかじめ、白馬村都市計画審議会及び白馬村景観審議会の意見を聴くものとする。

(計画提案を行うことのできる団体)

第8条 法第11条第2項の条例で定める団体は、法第81条第1項の規定により景観協定を締結した者により構成され、かつ、第36条第1項に規定する景観育成村民団体の認定を受けた団体とする。

(計画提案に対する判断等)

第9条 村長は、法第11条第1項又は第2項の規定による提案があった場合において、法第12条の規定による判断をするときは、あらかじめ、白馬村景観審議会の意見を聴かななければならない。

2 前項の提案を行った者は、白馬村景観審議会の会議に出席し、当該提案に関する意見を述べることができる。

(景観育成重点地区)

第10条 村長は、景観計画の定めるところにより、景観計画区域内のうち地域の特性を生かした景観まちづくりの推進を図るため特に重点的かつ先導的に取り組む必要があると認める地区を景観育成重点地区として指定することができる。

2 村長は、前項の規定により景観育成重点地区を指定したときは、当該景観育成重点地区における法第8条第2項第2号の行為の制限に関する事項及び同条第3項の方針について、景観育成重点地区ごとに定めることができる。

第3章 行為の規制等

(景観計画への適合)

第11条 景観計画区域内において建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為等又は屋外における物件の堆積の行為をしようとする者は、当該行為を景観計画における景観育成基準に適合するよう努めなければならない。

(行為の届出)

第12条 前条の行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、行為の

種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他規則で定める事項を村長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その旨を村長に届け出なければならない。

(届出が必要なその他の行為)

第 13 条 法第 16 条第 1 項第 4 号の条例で定める行為は、政令第 4 条第 1 号及び第 4 号に規定する行為とする。

(届出を要しない行為)

第 14 条 法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 仮設の建築物の建築等又は仮設の工作物の建設等

(2) 農業、林業又は漁業を営むために行う土地の形質の変更

(3) 公共施設、鉄道又は軌道を整備するために行う工作物の建設等又は土地の形質の変更

(4) 屋外における物件の堆積で、次に掲げるもの

ア 農業、林業又は漁業を営むために行うもの

イ 堆積の期間が 30 日を超えて継続しないもの

(5) 法第 16 条第 1 項の規定により届出を要する行為で、規則で定める規模のもの

(6) 法令等の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為のうち良好な景観の育成のための措置が講じられているとして村長が認める行為

(助言及び指導等)

第 15 条 村長は、良好な景観の育成のために必要と認めるときは、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言若しくは指導をし、又は当該届出に係る行為の現況について報告を求めることができる。

2 村長は、前項の規定により助言又は指導をしようとする場合において必要と認めるときは、白馬村景観審議会の意見を聴くことができる。

(勧告)

第 16 条 村長は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告をしようとする場合において必要と認めるときは、白馬村景観審議会の意見を聴くことができる。

(勧告に従わなかった旨の公表)

第 17 条 村長は、前条の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 村長は、前項の規定による公表に当たっては、当該者に意見陳述の機会を与

えた上で、白馬村景観審議会の意見を聴かなければならない。

(特定届出対象行為)

第 18 条 法第 17 条第 1 項の条例で定める行為は、法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げるものとする。

(変更命令に係る手続)

第 19 条 村長は、法第 17 条第 1 項又は第 5 項に規定する変更命令等をしようとするときは、白馬村景観審議会の意見を聴かなければならない。

(行為の着手日の短縮)

第 20 条 村長は、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定められた景観育成基準に照らし支障がないと認められるときは、速やかに、当該届出をした者に対し法第 18 条第 2 項の規定により同条第 1 項本文の期間を短縮する旨の通知をしなければならない。

(事前協議)

第 21 条 法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をしようとする者で、大規模行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより村長に協議をしなければならない。

(事前協議に対する指導等)

第 22 条 村長は、前条の規定による協議があったときは、当該協議をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

2 村長は、前条の規定による協議があったときは、白馬村景観審議会の意見を聴くことができる。

3 村長は、良好な景観を育成するために必要と認められるときは、前条に規定する大規模行為をしようとする者に対し、必要な報告を求めることができる。

(空地等に係る助言、指導及び勧告)

第 23 条 村長は、良好な景観を著しく阻害している空地、建築物又は工作物について、その所有者、占有者又は管理者に対し、良好な景観の育成に配慮した利用又は管理を図るよう助言、指導及び勧告をすることができる。

第 4 章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手続)

第 24 条 村長は、法第 19 条第 1 項の規定による景観重要建造物の指定又は法第 28 条第 1 項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、その所有者及び権原に基づく占有者の同意を得るとともに、白馬村景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の管理の方法の基準)

第 25 条 法第 25 条第 2 項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げ

るものとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則としてその修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

2 法第33条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、剪定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

(原状回復命令等の手続)

第26条 村長は、法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、白馬村景観審議会の意見を聴かなければならない。

(管理に関する命令又は勧告の手続)

第27条 村長は、法第26条又は法第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ白馬村景観審議会の意見を聴かなければならない。

(指定の解除の手続)

第28条 村長は、法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除をするときは、あらかじめ、白馬村景観審議会の意見を聴かなければならない。

第5章 自主的活動の支援

(景観地区の決定の手続)

第29条 村長は、法第61条第1項の規定により景観地区を定めようとするとき又は景観地区について都市計画に定めた事項を変更しようとするときは、あらかじめ白馬村景観審議会の意見を聴かなければならない。

(準景観地区の指定の手続き)

第30条 村長は、法第74条第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により準景観地区の指定をしようとするときは、同条第2項から第4

項まで（同条第6項において準用する場合を含む。）に規定するもののほか、あらかじめ白馬村景観審議会の意見を聴かなければならない。

（景観協定の締結）

第31条 景観計画区域内において一定の区域内に存する土地の所有者及び借地権を有する者等は、法第81条第1項の規定に基づき、当該区域内における景観まちづくりを推進するために、良好な景観の育成に関する協定（以下「景観協定」という。）を締結することができる。

（景観協定の認可等）

第32条 景観協定を締結した者は、規則で定めるところにより、当該協定に係る協定書等（以下「景観協定書」という。）を村長に提出し、その認可を求めなければならない。

2 村長は、前項の認可を求められた場合においては、景観協定書等を審査し、その内容が景観まちづくりに寄与し、かつ、法第83条第1項各号で定める要件に該当するものであると認めるときは、これを認可しなければならない。

3 前項の認可を受けた者は、当該景観協定の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、村長に申請し、その認可を受けなければならない。

（景観協定の認可の手続）

第33条 村長は、法の規定により景観協定の認可をしようとするとき又は景観協定の変更の認可をしようとするときは、あらかじめ白馬村景観審議会の意見を聴かなければならない。

（景観育成住民協定の締結）

第34条 景観計画区域内において一定の区域内に存する土地、建築物又は工作物の所有者及び当該一定の区域内に存する土地、建築物又は工作物について使用する権利を有する者は、良好な景観の育成に関する基準その他規則で定める事項を定めた景観育成住民協定（以下「育成協定」という。）を締結することができる。

（景観育成住民協定の認定等）

第35条 育成協定を締結した者は、規則で定めるところにより、当該協定に係る景観育成住民協定書等（以下「育成協定書」という。）を村長に提出し、その認定を求めることができる。

2 村長は、前項の認定を求められた場合においては、育成協定書等を審査し、その内容が景観まちづくりに寄与し、かつ、規則で定める要件に該当するものであると認めるときは、これを認定することができる。

3 前項の認定を受けた者は、当該育成協定の内容を変更し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を村長に届け出なければならない。

- 4 村長は、前項の規定による変更の届出があった場合において、変更後の育成協定の内容が第2項の規則で定める要件に該当するものであると認めるときは、これを認定するものとする。
- 5 村は、第3項の規定による廃止の届出があったとき、又は育成協定の内容が第2項の規則で定める要件に該当しなくなると認めるときは、育成協定の認定を取り消すことができる。
- 6 村長は、育成協定の運用が景観まちづくりを推進する上で適当でないとき、その認定を取り消すことができる。
- 7 村長は、第2項若しくは第4項の規定による認定又は第5項若しくは前項の規定による取消しをしようとするときは、必要に応じ、白馬村景観審議会の意見を聴くことができる。
- 8 村長は、第2項若しくは第4項の規定による認定又は第5項若しくは第6項の規定による取消しをしたときは、その旨を告示するものとする。

(景観育成村民団体)

第36条 村長は、良好な景観の育成を図ることを目的とする村民等が構成する団体で、規則で定める要件を満たすものを景観育成村民団体として認定することができる。

- 2 景観育成村民団体の認定を受けようとする場合は、規則で定めるところにより、村長に申請しなければならない。
- 3 前項の認定を受けた団体は、当該景観育成村民団体の内容を変更し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を村長に届け出なければならない。
- 4 村長は、景観育成村民団体が第1項の要件に該当しなくなると認めるとき、その他景観育成村民団体として適当でないとき、その認定を取り消すことができる。

(支援等)

第37条 村長は、良好な景観の育成に寄与していると認められる行為をしようとする者に対し、助言し、又は技術的な援助を行うことができる。

第6章 白馬村景観審議会

(設置)

第38条 良好な景観の育成に関し、必要な事項を調査し、及び審議するため、白馬村景観審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第39条 審議会は、この条例に定めるもののほか、村長の諮問に応じ、良好な景観の育成に関する事項について調査及び審議をする。

(組織)

第 40 条 審議会は、委員 16 人以内で組織し、その 3 分の 2 以上は村に住所を有する者とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 関係事業者並びに関係機関及び団体の代表者

(3) 公募による者

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、村長が必要と認める者

(任期)

第 41 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 42 条 審議会に、会長及び副会長を置き、第 40 条第 2 項第 1 号の規定により委嘱された委員のうちから、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 43 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 44 条 審議会に必要に応じて専門部会を置くことができる。

(報酬等)

第 45 条 委員の報酬及び費用弁償については、白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例(昭和 34 年白馬村条例第 3 号)及び特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例(昭和 32 年白馬村条例第 16 号)の定めるところにより支給する。

第 7 章 雑則

(委任)

第 46 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条から第 37

条までの規定は令和5年1月1日から、第21条及び第22条の規定は令和5年3月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 第43条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる審議会は、村長が招集する。

(経過措置)

- 3 附則第1項ただし書きに掲げる規定の施行の際、現に長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号。以下「県条例」という。)第32条第1項の規定により長野県知事の認定を受けている景観育成住民協定は、第35条第2項の規定により村長の認定を受けた景観育成住民協定とみなす。
- 4 附則第1項ただし書きに掲げる規定の施行の日前に、長野県知事に対して法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行った行為については、その届出に係る処分等に関する限りにおいて、県条例の規定を適用するものとする。